

11月11日～17日は

## 税を考える週間

税金は、暮らしを支える大切なものです。この機会に、税について理解を深めてみませんか。

### 住民税

区では、区民の生命と財産を守り、安全・安心な暮らしを確保するため、さまざまな取り組みを行っており、必要な費用を「住民税」として区民の皆さんに分担してもらっています。住民税は「特別区民税」・「都民税」を合わせたもので、前年の1月～12月の所得に基づき、1月1日現在の住所地に納めるものです。

#### 普通徴収

納税義務者が直接納付します（原則年4回）

#### 給与所得の特別徴収

事業主が従業員に代わり、毎月の給与から差し引いて納入します。従業員の住民税は、特別徴収が原則です

#### 公的年金所得の特別徴収

65歳以上で、介護保険料が公的年金から差し引かれている方を対象に、公的年金所得に係る住民税を公的年金から差し引きます

問合せ 税務課課税係 ☎内線 2 3 1 6

### 年末調整等関係用紙・給与支払報告書の配布

#### ▶源泉所得税・法定調書関係用紙

国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）からダウンロードしてください。

なお、荒川税務署1階用紙コーナーは廃止になりました。用紙が必要な方は、2階総合窓口にお問い合わせください（当日お渡しできない場合があります）。

#### ▶給与支払報告書

税務課で配布します。また、eLTAX（地方税ポータルシステム）を通じて提出することができます。詳細は、eLTAXホームページ（<https://www.lta.go.jp/>）をご覧ください。

問合せ ▶荒川税務署 ☎（3893）0151  
▶税務課課税係（区役所2階） ☎内線 2 3 2 4

### 事業者の皆さんへ

### 源泉徴収票の提出方法が変わります

給与支払報告書を市区町村へ提出した場合、令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の給与所得の源泉徴収票を税務署に提出する必要はありません。

また、令和9年1月以降、eLTAXで提出された給与支払報告書の情報がマイナポータル連携の対象となります。

問合せ 荒川税務署 ☎（3893）0151

### 確定申告が簡単にできます

マイナンバーカードを利用して、マイナポータルから申告に必要な各種証明書等のデータを取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力できます。

詳細は、国税庁ホームページの「マイナポータル連携特設ページ」をご確認ください。

※申告の際は、電子証明書の2つのパスワードが必要です

#### 現在の連携対象

|      |                 |                 |       |
|------|-----------------|-----------------|-------|
| 収入関係 | ▶給与の源泉徴収票       | ▶公的年金等の源泉徴収票    |       |
|      | ▶株式の特定口座年間取引報告書 |                 |       |
|      | ▶生命保険契約等の一時金・年金 |                 |       |
|      | ▶損害保険契約等の満期返戻金  |                 | 等     |
| 控除関係 | ▶医療費            | ▶ふるさと納税         | ▶生命保険 |
|      | ▶地震保険           | ▶社会保険（国民年金保険料等） |       |
|      | ▶iDeCo          | ▶住宅ローン          | 等     |
|      |                 |                 |       |

#### マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れに注意

電子証明書の有効期限は、発行の日から5回目の誕生日までです（有効期限内であっても、氏名・住所・性別・生年月日に変更があった場合は失効します）。

有効期限は、マイナポータルから確認できます。

有効期限が切れて、手続きを行わなかった場合は、戸籍住民課（セントラル荒川ビル4階）で手続きを行ってください。

#### 問合せ

- ▶ 確定申告について……………荒川税務署  
☎（3893）0151  
▶ 電子証明について……………戸籍住民課住民記録係  
☎内線 3 7 3 7

### 「税を考える週間」主な行事

#### ●税理士による税の無料相談

期 日 11月11日(水)・12日(木) 時 間 午前10時30分～午後3時  
会 場 区役所2階税務課前 主 催 東京税理士会荒川支部

#### ●税についての作文・税の標語・税に関する絵はがきの展示

期 間 11月11日(水)～27日(金)  
会 場 荒川税務署、荒川都税事務所、区役所1階ロビー、荒川法人会館（西日暮里6-7-6）、センターまちや（町屋7-50-9）  
※区役所1階ロビーは11月11日(水)～17日(火)、センターまちやは11月11日(水)～19日(木)

問合せ 荒川税務署 ☎（3893）0151

11月12日～25日は

## 女性に対する暴力をなくす運動期間

暴力の根絶は性別を限定するものではなく、すべての人の人権と尊厳を守るための取り組みです。区では、相談窓口を開設しているほか、冊子「これってDV？」や「デートDV防止ハンドブック」を配布しています。

#### 冊子の配布・閲覧

区役所2階子育て支援課、アクト21等、荒川区ホームページ

問合せ アクト21 ☎（3809）2890

#### ●啓発パネル展示

期 間 11月12日(木)～25日(水)  
場 所 アクト21・1階交流コーナー

#### ●啓発ブースの出展

荒川区交流都市フェアで、「女性に対する暴力防止」をテーマにしたパープルリボン啓発ブースを出展します。

日 時 11月1日(日)午前10時～午後3時  
場 所 日暮里駅前イベント広場

#### ●あらかわ遊園観覧車のライトアップ

女性に対する暴力根絶のシンボルである紫色にライトアップします。

日 時 11月21日(土)～23日(月)午後4時30分～8時

#### ●こころと生き方・DVなんでも相談

日 時 ▶第1(水)……………午後5時～8時  
▶第1(金)、第2(水)、第4(水)・(金)……午前10時～午後4時  
▶第2(土)……………午前10時～午後3時  
▶第2(金)、第3(水)・(金)……………午後2時30分～8時  
※祝等を除く

場 所・予 約 電話で、アクト21 ☎（3809）2890